

摂津市上下水道部公告 第4号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び摂津市水道事業及び下水道事業会計規程(昭和58年摂津市水道企業規程第7号)第91条の規定に基づき、事後審査型制限付一般競争入札について次のとおり公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、「摂津市上下水道部建設工事事後審査型制限付一般競争入札要綱に基づく入札に係る共通公告事項」による。

令和5年5月11日

摂津市長 森山 一正

1 入札に付する事項

- (1) 取扱番号 第1号
- (2) 工事名 鳥飼本町四丁目5番地内配水管撤去工事
- (3) 工事場所 摂津市鳥飼本町一丁目、三丁目、四丁目 地内
- (4) 工期 令和5年6月14日から令和5年8月31日まで
- (5) 工事概要 既設管撤去工 1式
舗装本復旧工 1式
付帯工(下水道) 1式
- (6) 予定価格 21,076,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
19,160,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まず)
- (7) 最低制限価格 事後公表
※令和5年4月1日より、摂津市建設工事等最低制限価格設定要領を改正いたしました。
詳しくは、上下水道部ホームページの入札制度の変更についてのお知らせ(重要)をご覧ください。

2 入札に参加する者に必要な資格

本工事に係る入札に参加する資格は、令和3~6年度摂津市土木工事入札参加資格者名簿に登録された者で、次の要件を満たしていること。

- (1) 入札参加形態 単体
- (2) 工事の業種 土木一式工事
本市入札参加資格者名簿に第1希望又は第2希望を「土木」で登録していること。
- (3) 本市登録名簿の換算数値 「土木」換算数値600点以上1300点未満(BCDランク)
- (4) 建設業許可 特定建設業許可又は一般建設業許可
- (5) 営業所所在地 摂津市内に建設業法に基づく本社(本店)を有すること。

- (6) 配置技術者 主任技術者を配置すること。

3 入札の日程等

入札参加申請書交付期間 本公告日から

入札参加申請書ほか提出資料は、摂津市ホームページからダウンロードすること。

(1) 設計図書等の購入

購入期日 令和5年5月12日(金)から令和5年5月29日(月)まで

購入代金 下記の購入場所に問い合わせること

設計図書等購入申込書 摂津市のホームページからダウンロードすること。

※摂津市設計図書有償頒布要領をご一読ください。

購入場所 (有) アメリカ堂 摂津市鳥飼中 2-3-9

電話 072-654-2155 FAX 072-654-6187

(2) 設計図書等に関する質問及び回答

質問の方法 質問書(様式第10号)を用いてFAXにより送信すること。

FAX 06-6319-4435

質問受付日時 令和5年5月19日(金) 正午まで

回答日時及び方法 質問があった場合、令和5年5月25日(木) 正午まで
摂津市ホームページ・上下水道部経営企画課窓口で閲覧

(3) 入札方法 郵便入札

入札書及び工事費内訳書は、摂津市ホームページからダウンロードすること。

(4) 入札書送付先 〒566-8799

摂津市東正雀 19-1

日本郵便株式会社 摂津郵便局 留

(摂津市上下水道部経営企画課 行 にすること)

注意：配達日指定郵便とし、簡易書留を利用してください。

(ポストに投函しないでください。郵便局の窓口にお出しください。)

(5) 配達指定日 令和5年6月1日(木)

(郵便入札の提出締切日は令和5年5月29日(月)です。)

(6) 入札(開札)日時 令和5年6月6日(火) 午前10時00分

(7) 入札(開札)場所 摂津市役所上下水道部別館2階中会議室

(8) 入札立会人 本公告日から令和5年6月1日(木)正午までに立会人申込書を上下水道部経営企画課にFAXにより送信すること。

(受信順に2名を選任) FAX 06-6319-4435

(9) 入札立会人選任通知日 令和5年6月5日(月) 午前中

(選任された入札立会人には電話で連絡します。)

(10) 入札結果の公表 上下水道部経営企画課の閲覧ファイル及び摂津市ホームページに掲載する。

4 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 必要(契約金額の10%以上)
- (3) 支払条件 前金払 有
(契約金額の40%以内、10万円単位とする。)
中間前金払又は部分払 有
(契約金額の20%以内、10万円単位とする。)

5 入札の中止

入札参加申請者が2者に満たない場合は、入札を中止する。

6 その他

- (1) 元請負人及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。
- (2) 元請負人及び下請負人等は、契約の履行にあたって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けた際には、市へ速やかに報告すること。
- (3) 下請負人等との契約締結にあたり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関わりが判明すれば契約を解除する等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むこと。
- (4) 摂津市指定給水装置工事事業者でない場合、設計変更等で給水装置工事が発生した時はその時点で摂津市指定給水装置工事事業者を下請人とすること。

7 問合せ先

摂津市上下水道部経営企画課

電話 06-6383-7632

FAX 06-6319-4435